

議案第四三号

三朝町新市町林建設審議会設置條例を次のように制定するものとする。

昭和三十一年七月二日提出

三朝町長 坂出 祥



原案可決

昭和卅貳年七月貳日 白議決

三朝町議会議長 天野 章



昭和三十二年朝町條例第一

号

三朝町新市町村建設審議会設置條例

(設置)

第一條 新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)

第十條の規定に基き新市町村建設計劃の調整その他

その實施に關し必要な調査および審議を行うため三朝町

新市町村建設審議会(以下「審議会」といふ)を置く

(組織)

第二條 審議会は、委員二十人で組織する

一 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する

一 議会の議員 五人

二 教育委員会の委員 二人

三 農業委員会の委員 二人

町の職員 五人

公共的団体等役員および職員 四人

学識経験者 三人

(会長)

第三條 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める

二、会長は会務を總理する

三、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第四條 委員の任期は二年とする。ただし再任を妨げない。

二、第三條第一項第六号により選任された委員以外の

の委員は、任期中に於てこれを以て委員、役員又は

職員の職を退くときは、その者の任期は在任期間中と

する

三、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会議)

第五條 審議会は会区が招集する

2. 審議会は、委員の過半数が出席しなれば会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会区の決するところによる。

(委任)

第六條 この條例に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は町区が定める

附則

この條例は昭和三十三年七月五日から施行する